

長崎大学学生広報スタッフの取り扱いについて

制定 令和4年5月17日

改定 令和5年4月7日

理事（広報担当）裁定

長崎大学（以下「本学」という。）における学生広報スタッフについては、次のとおり扱うものとする。

1. 定義

本学の魅力を学内外へ発信する広報活動にボランティアとして参画する学生・研究生（本学の在學生に限る。以下同じ。）を学生広報スタッフとする。

2. 申し込みと選考

学生広報スタッフを志望する学生・研究生は、別記様式または別記様式と同じ内容で理事（広報担当）へ申し込み、書類選考等を経て、任命されるものとする。

3. 任期

学生広報スタッフの任期は、任命の日から該当年度末までとする。ただし、任期継続を希望する場合は更新できるものとする。

4. 報酬

原則、学生広報スタッフに対する報酬は支給しない。

5. 保険

学生広報スタッフは、活動に当たり、事前にやってみゅーでスクへ登録し、ボランティア活動保険の補償対象者となるものとする。

6. 遵守事項

学生広報スタッフは、委嘱を受けた広報活動の実施に当たっては、本学職員の指示に従わなければならない。理事（広報担当）が学生広報スタッフに当該広報活動を行わせることが適当でないと認めるときは学生広報スタッフを解任することができる。

7. 実施

この取り扱いは、令和4年5月17日から実施する。

(別記様式)

長崎大学学生広報スタッフ申請書

年 月 日

長崎大学

理事（広報担当） 殿

私は、長崎大学の「学生広報スタッフ」として活動したいので、以下のとおり応募します。

氏 名	ふりがな		
所 属	学 部 研究科	学 科（課程・コース） 課 程	専 攻 年
学 籍 番 号		電 話 番 号	
メールアドレス			
希 望 す る 広 報 活 動	希望する広報活動の番号に○を付けてください。（複数選択可） 1. 取材・執筆を行うインタビュアーやライターとして活動 2. 写真・動画などのモデルやメディア対応、取材対象者として活動 3. デザイン・動画制作・イラストなどの制作係として活動 そのほかに希望する広報活動やご意見等ありましたらご記入ください。 ()		

以下の事項に同意の上、申請を行ってください。

- 取材や写真撮影、動画撮影等を行う場合は必ず取材対象者の許可を得てください。作成した記事・写真・動画等を一般に公開する場合も同様とします。
- 広報活動を行う上で、他からの盗作・盗用、無断引用、無許可に写真合成、その他これらに類する行為を一切禁止します。
- 「学生広報スタッフ」の活動を通じ、知り得た情報について、第三者への提供を原則として禁止する守秘義務を負います。該当守秘義務は、「学生広報スタッフ」を辞めた後も引き続き負うものとします。